

公共下水道台帳用資料作成特記仕様書（小規模工事編）

下記の要領により公共下水道台帳用資料を作成し、工事完成時に次のものを提出すること。

1. 提出図面等：提出図面等は下記に該当するすべてのものとする。

(1) 枝 線

[平面図].....電子データまたは、紙ベースの図面(縮尺 1/500 程度)を提出すること。

・図面の表記規則については[下水道設計標準図(管路施設の部)－平成 12 年度版]の 1～6 ページを参考にすること。

・特に、表－1 にあげる項目の記載漏れが無いよう、注意すること。

表－1

管材質、管内径、管基礎、勾配、マンホール中心間距離、上流管底高、下流管底高、地盤高、マンホール蓋種別、マンホール位置引照点からの距離、接続柵のオフセット
--

・平面図は、原則として電子データでの提出とするが、別紙－1 に列挙する条件に該当する場合は、従来どおり、紙ベースの図面で提出するものとする。紙ベースの図面を提出する場合は、所定部数の図面を提出すること。

・電子データは、本市が貸与する入力プログラムを用いて作成するものとする。なお、入力プログラムの動作条件は表－2 のとおりなので、この条件にあったパーソナルコンピュータを用意し、データを作成すること。

表－2

(1) Windows 2000・Windows XP・Windows Vista・Windows 7 のいずれかが動作すること。 (2) USB 端子があること。 (3) 電子データの受け渡しに使用するため、USB メモリ等が利用可能なこと。
--

・電子データの作成にあたっては、別途、操作手引書を提供するので、それを参照すること。

・電子データの提出は、USB メモリ等に電子データを格納し、そのデータを、管轄の水環境センターの管路台帳システム端末機へコピーすることで行なうものとする。

[構造図].....管渠・マンホール・その他特殊構造物などで、標準図に記載されていない構造物がある場合は、構造図一式を提出すること。

[詳細図].....プレキャストボックスなどで、構造・断面などを、施工承認で決定したものは、当初の設計に示された参考値ではなく、施工承認後の決定した図面を提出すること。

[水管橋調書].....記入は別紙様式による。
各部の材質・塗装内容について図面に表示すること。

[水管橋写真].....周辺状況の分かる遠景写真・水管橋全体が写っている側面写真・塗装履歴記載部のクローズアップの3種類の写真を台紙に貼付して提出すること。

[マンホールポンプ設備調書]・完成図書(A4版・黒表紙・金文字製本)
※ 完成図書は、4部提出すること

[縦断面図].....圧送管がある場合、縦断面図を提出すること。

[残置物件平面図・詳細図].....残地物件がある場合、残置物件の種別・位置・数量がわかる図面を提出すること。
※ 既設構造物の残置だけでなく、仮設物を残置した場合も提出すること。

[既設構造物の撤去平面図]・管渠・マンホールなど、既設構造物を撤去した場合は、平面図に加え、撤去構造物の種別・位置・数量がわかる図面を提出すること。

(2) 幹線(汚水, 雨水)

幹線については枝線で指定した図面に加えて、次の図面を提出するものとする。

[縦断面図・横断面図・構造図・その他関連図面]

(3) その他

特殊工法については、工法名リストを添付(工法名は出来るだけ詳しく記入のこと)

(例)

工事種別	工法名	備考
シールド工事	〇〇〇〇工法	
推進工事	〇〇〇〇工法	
小口径推進工事	〇〇〇〇工法	大口径ボーリングも含む
管更生工事	〇〇〇〇工法	

2. 提出部数: 3部 ただし、新市事業については4部とする。

3. 注意事項:

- (1) 図面は、出来形に合致していること。
(数値の変更がある場合は、必ず図面の変更も行うこと)
- (2) 図面に記入する数値は、設計変更値ではなく、実測値とする。

- (3) 施設平面測量において、目標物が未完成のため引照点からの距離の測量が出来ないもの、または不正確となるもの、および新市街地の工事については主要地点(1路線につき両端の2点および道路交差点等)のマンホール中心座標値を記入する。(なお、新市街地については、道路区域の座標値—交差点、折点など確認しやすい位置—も記入すること)
- (4) 既設路線にマンホールを割り込んだ場合は、既設の両側のマンホールも図示し、新設マンホールと既設マンホールとの距離(路線延長)は、上流側、下流側とも記入するとともに、新設マンホールの上下流の管底高さを記入すること。
- (5) シールド工法、推進工法等による場合は、マンホール中心の座標値(引照点からの距離測量が出来る場合はその数値でよい)、管渠の起点、終点、BC、EC、IP、の座標値およびR、IA、CL、TL、SLを記入する。また、施工管理のために設置した地上観測点(チェックボーリングの位置等)についても座標値、または引照点からの実測値および管渠中心線との位置関係を記入すること。[座標は、平面直角座標系(V系)による]
- (6) 特殊な事情により管渠を曲げて設置した場合の図面作成については、上記(4)の記入内容を参考とすること。
- (7) 柵設置等の小規模工事で出来形を台帳図に朱書き記入する場合は、必ず、台帳番号がわかるようにすること。
- (8) 柵、取付管のみの工事の場合で、台帳が未調製の場合は、上下流マンホールの概略位置を記入し、マンホール中心間との距離と柵のオフセット測量値を記入すること。
- (9) その他、将来管理上必要となる図書、情報等については同時に提出すること。
- (10) 水準測量に使用した水準基標については、番号と高さ、(また、小規模の工事等で既設の管底高を使用した場合はその位置及び高さを図上にも明示)を下記要領により記入するとともに、施設平面図上にも記入すること。

測量実施年月日	測量基標 No.(または測点No.)	高さ(m)

4. その他:

図面作成については次の方法によること。

- (1) 竣工図に、台帳作成のために必要な事項を記入する。
- (2) 「朱書き出来形図」を利用する場合は、数値だけでなく図面の訂正も完了していることを確認したうえ必要事項を記入するものとし、監督員の確認を得ること。

別紙ー1

小規模工事で施工したもののうち、台帳整理用平面図を電子データではなく、従来どおり紙ベースの図面で提出するものは下記のとおりとします。

- (1) 雨水幹線工事(既設人孔の蓋替えを除く)
- (2) ライニング工事 (全線・部分とも)
- (3) 本管工事で、布設した管路が直線でない場合(曲がり管・曲線状管路)
- (4) 特殊構造物がある場合

- (例) ・ 特殊マンホール(扇形・階段人孔など)
- ・ マンホールポンプ・圧送管・バルブ等
- ・ 伏越
- ・ 水管橋
- ・ その他標準図に記載されていないもの

- (5) 既存台帳に不備があるとき、未調製のとき

- (例) ・ 区画整理地区内等で、台帳図と現地の状況が大幅に異なっており、データ入力が不可能な場合。
- ・ 下流側の接続先管渠のデータがない場合。
- ・ 取付管の新設を行なったが、接続先の本管データがない場合。



- (6) 部分施工したもの

- (例) ・ 本管のスパン全部ではなく、一部分のみを布設替した場合。
- ・ 取付管全体ではなく、その一部分を布設替した場合。



- (7) 管渠工事以外

- (例) ・ 災害時仮設トイレ設置
- ・ 光ファイバー布設

- (8) 工事を行わず、測量等により台帳図の修正のみを行なう場合

- (9) 公共下水道以外(排水設備等)であるが、台帳システムにデータを登録したい場合